

会則

(名称)

第1条 この組織は、_____の会（以下「本会」という）と称し、
事務所を_____宅に置く。

(目的)

第2条 本会は、

_____を目的とする。

(会員)

第3条 本会の目的に賛同し、定められた会費を納めた者を会員とする。

(会費)

第4条 会員は、本会の運営のため、会費として月額_____円を納めるものとする。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置き、会員の中から互選する。

- (1) 代表
- (2) 庶務
- (3) 会計

2 役員任期は_____年とする。ただし再任は妨げない。

(講師)

第6条 会員の技術力向上のため、講師を受け入れることができる。

2 講師への謝金は、月額_____円とする。

(会計)

第7条 会計の年度は、 月 日から 月 日までとする。

2 会計は、会計年度終了後、決算を速やかに会員に報告しなければならない。

附則

この会則は、平成 年 月 日より施行する。